

2020年11月吉日
はりま電力株式会社

「はりま電力 電気受給約款（太陽光発電 卒 FIT）」の
一部改定について

平素より、はりま電力をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび弊社では、2020年12月1日より電気受給約款（太陽光発電 卒 FIT）を改定いたします。改定内容につきまして、下記の通りお知らせいたします。

記

【実施日】

2020年12月1日

【改定内容】

1. 内容を一部追記いたしました。(2. 変更)
2. 一般送配電事業者の事業者名変更に伴い、一部修正いたしました。(3. 定義 (3) 一般送配電事業者)

以上

【改定後】

2. 変更

- (1) 当社は、お客さまの発電場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給約款等」といいます。）の変更が生じた場合、法令の制定もしくは改廃が行われた場合、その他当社が必要と認めた場合には、当社は、本約款を変更することがあります。
- (2) 前項の場合、当社は、変更後の本約款の内容及びその効力発生時期を書面、電子メール、インターネット上での開示等、当社が適当と判断する方法により周知し、効力発生時期が到来した場合には、契約期間満了前であっても、買取価格その他の契約条件は、変更後の電気受給約款によります。
- (3) この変更に関する異議のあるお客さまは、当社にあらかじめ当社所定の書面にて通知していただくことで、契約期間満了前であっても契約を解除することができます。お客さまが異議を述べない場合には、買取価格その他の契約条件は、変更後の約款に変更されるものとみなします。

3. 定義

(3)一般送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者のうち、関西電力送配電株式会社をいいます。

【改定前】

2. 変更

当社は、本約款を変更することがあります。本約款の変更は、当社ホームページでの開示により周知し、その効力は開示時点で生じるものといたします。この場合、契約期間満了前であっても、買取価格その他の契約条件は、変更後の電気受給約款によります。

3. 定義

(3)一般送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者のうち、関西電力株式会社をいいます。